

ひょうごブランド商品（たけのこつくだ煮）審査基準

（適用の範囲）

第1 この基準は、たけのこつくだ煮に適用する。

（定義）

第2 この基準において、たけのこつくだ煮とは、たけのこを醤油、砂糖等で煮込んだもので、かん詰以外のものをいう。

（使用原材料）

第3 使用するたけのこは、兵庫県内で生産されたものであること。

（日本農林規格の適用）

第4 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格（平成14年農林水産省告示第1305号）第3条（たけのこ缶詰又はたけのこ瓶詰の規格）に適合していること。

2 品質は、県立農林水産技術総合センター又は民間検査機関における審査で、良好な状態のものであることが確認できること。

（保管施設）

第5 原材料、包装資材等の保管施設は、作業場と一定の仕切りをもって独立しているものであって、それらの品質を良好に保持できるものであること。

（表示の方法）

第6 名称の表示は、「たけのこつくだ煮」等つくだ煮である旨を記載すること。

（任意付加価値表示）

第7 「この製品は、兵庫県産のたけのこを使用しています。」等と記載することができる。

第8 この基準に定めるもののほか、「加工食品（共通）審査基準」の安全性の確保及び安心感の醸成に定める事項を満たしていること。